

# 5

## 5 章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域設定の考え方
2. 重点区域の位置及び範囲
3. 重点区域の設定の効果
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携





## 5章 重点区域の位置及び区域

### 1.重点区域設定の考え方

本市には、長い歴史のなかで育まれた地域固有の歴史的風致が市全域に存在しているが、特に横浜開港以降の近代以降の歴史的風致が大きな特徴となっている。

鎌倉に武家政権が成立すると、金沢区の六浦湊は中世都市鎌倉を支える物資の集積地として諸国から商人や職人など多くの人々が集まり、大変なにぎわいを見せる。また、称名寺などを中心として鎌倉に劣らない仏教文化が栄えた。中世の頃に始まったとされる「祇園舟」や「天王祭」の「三ツ目神楽」などの祭礼が今に伝わっている。称名寺を始めたとした寺院では、「花まつり」を持ち回りで開催し、春の風物詩となっている。また、金沢八景として浮世絵にも描かれた風光明媚な景勝地としても知られ、近世、近代以降も別荘を構える著名人や観光や海水浴等で訪れる人でにぎわっている。

安政6年(1859)に横浜港が開港し、明治22年(1889)から近代港湾として整備され、国際貿易港として生糸や茶の輸出などを中心として貿易額は年々増加していった。明治期の第一期築港工事で造られた港湾施設や、港の発展とともに諸外国との交易のための施設、商社等の企業が関内地区等に集積し、現在まで港町の様相を形成している。開港後は節目ごとに周年記念事業が行われ、記念式典などが実施される。6月2日は開港記念日として学校休校日になったり、「横浜開港記念バザー」など開港を祝うイベント等も多く催されたりするなど、開港を祝う行事は市民生活に根付いたものになっている。また、開港以来、横浜港では港町ならではの「音のある風景」として、汽笛の音が人々に親しまれてきた。特に「除夜の汽笛」は大晦日の年越しのイベントとして、横浜市民には欠かせないものになっている。

一方、幕末明治期に生糸で財を成す商人が現れ、その一人である原善三郎と富太郎により造成された三溪園は、明治期から一般公開されて今に至るまで市民と国内外の来園者を楽しませている。園内の古建築は「茶会」などに利用され、茶人として名を成した原三溪(富太郎)の事績を今に伝えている。

明治期に近代化が進められた横浜の都市は、関東大震災と戦災・接収という災害等により大きな被害を受けた。しかし、市民や企業、行政が一丸となって復興したまちは大都市へと発展していく。震災復興期に建てられた近代建築や橋梁、公園等、戦災復興期に建てられた防火帯建築は、横浜の特徴ある景観形成に寄与している。まちの復興を盛り上げるために始まった「国際仮装行列」は、復興し発展していくまちを背景に、そこに暮らす市民の喜びや誇りを表し、醸成している。また、山下公園のインド水塔等で「慰霊祭」が行われるなど、震災の記憶を継承する活動が続けられている。

開港後横浜に設けられた居留地は、山下地区と山手地区で、居留地設置の際に割り振られた地番は、現在の地番に引き継がれている。山手地区は、領事館、居留地に住む外国人の住宅や学校、教会、公園などが建てられた。関東大震災により多くの建物が倒壊したが、復興で建てられた西洋館や教会、学校等の洋風建造物群が住宅・文教地区としての景観を今に伝えている。そういった歴史的建造物や景観を保全するために、地域住民と行政が協働して活動している。また、居留地の外国人によって様々な西洋文化・技術が横浜にもたらされ、いわゆる「もののはじめ」といった発祥文化が多く存在している。特に外国から伝わったスポーツ文化、それらに関するコミュニティ等が明治期から現在に伝わっている。

このように本市の歴史的風致は、様々な歴史的背景を持って市内にみられるが、本計画における重点区域は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する

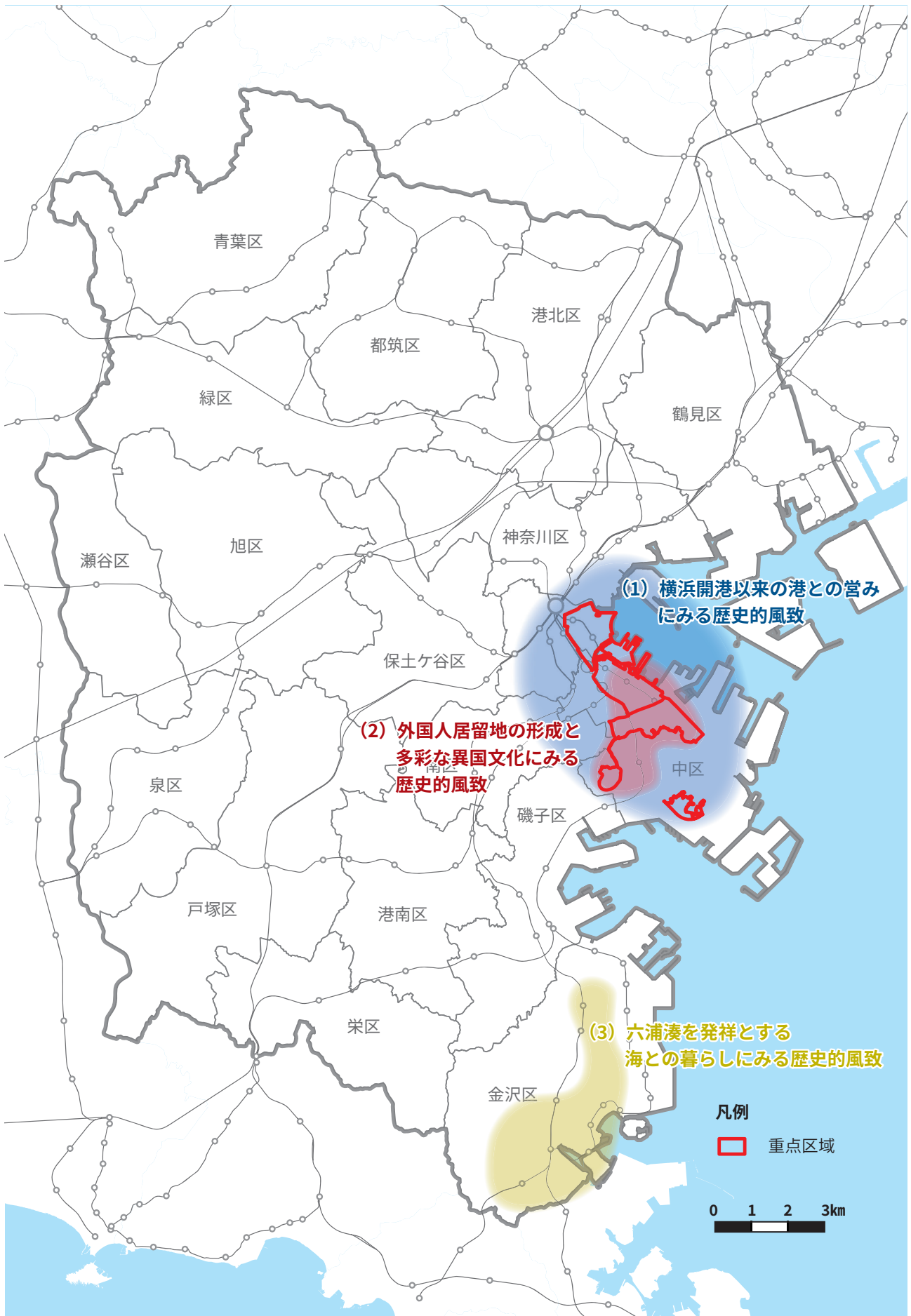
法律」第2条第2項において下記のとおり要件が定められている。

【重点区域設定の要件】

- ① 次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域
  - ・ 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
  - ・ 重要伝統的建造物群保存地区内の土地
- ② 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域

第3章で挙げた3つの歴史的風致と重点区域設定の要件及び横浜市文化財保存活用地域計画で定められた文化財保存活用区域の範囲を踏まえ、本計画では、歴史的風致の維持向上を推進するため「横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致」及び「外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致」の範囲を基本として、歴史的風致を形成する歴史的建造物等が多く集積する「関内区域」、「山手区域」、「みなとみらい21区域」及び「三溪園周辺区域」を重点区域として設定する。

なお、歴史的風致を形成している他の地区でも、計画を推進していくにあたり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する範囲が新たに生じた場合や重点的に施策を推進する必要性が生じた場合には、必要に応じて重点区域の追加や範囲の見直しをするものとする。



歴史的風致の分布と重点区域の位置



## 2.重点区域の位置及び範囲

### (1) 関内区域

#### ① 概要

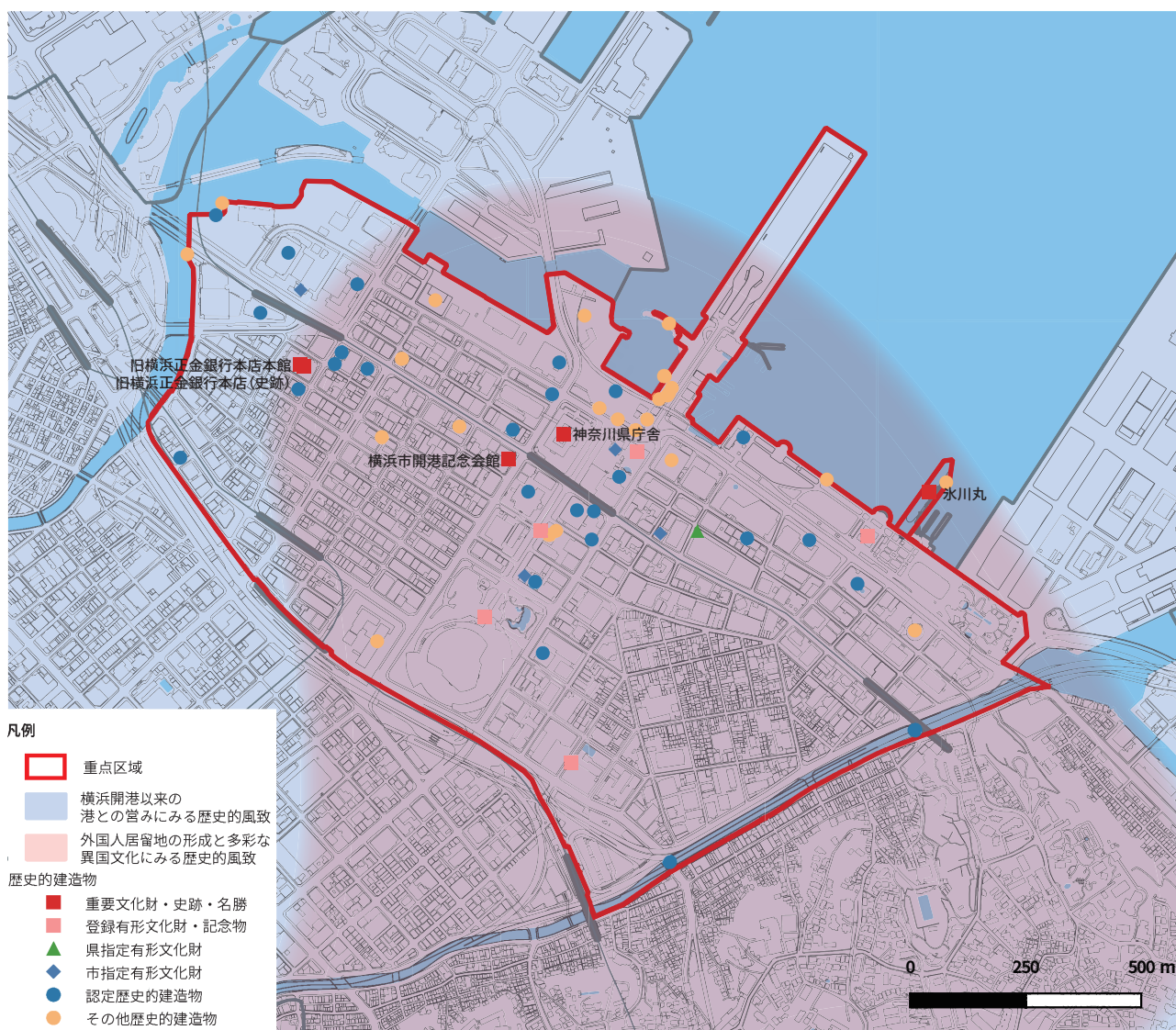
本市における関内区域は、かつて商館等が集積し、中華街や山下公園等を含む旧外国人居留地と、北仲通りや海岸通りを含む旧日本人街、横浜公園・日本大通り・大さん橋等を中心とする、「横浜開港」「生糸貿易」「震災・戦災復興」「居留地」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する関内地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：関内区域

面積：約 157 ヘクタール

#### ② 位置

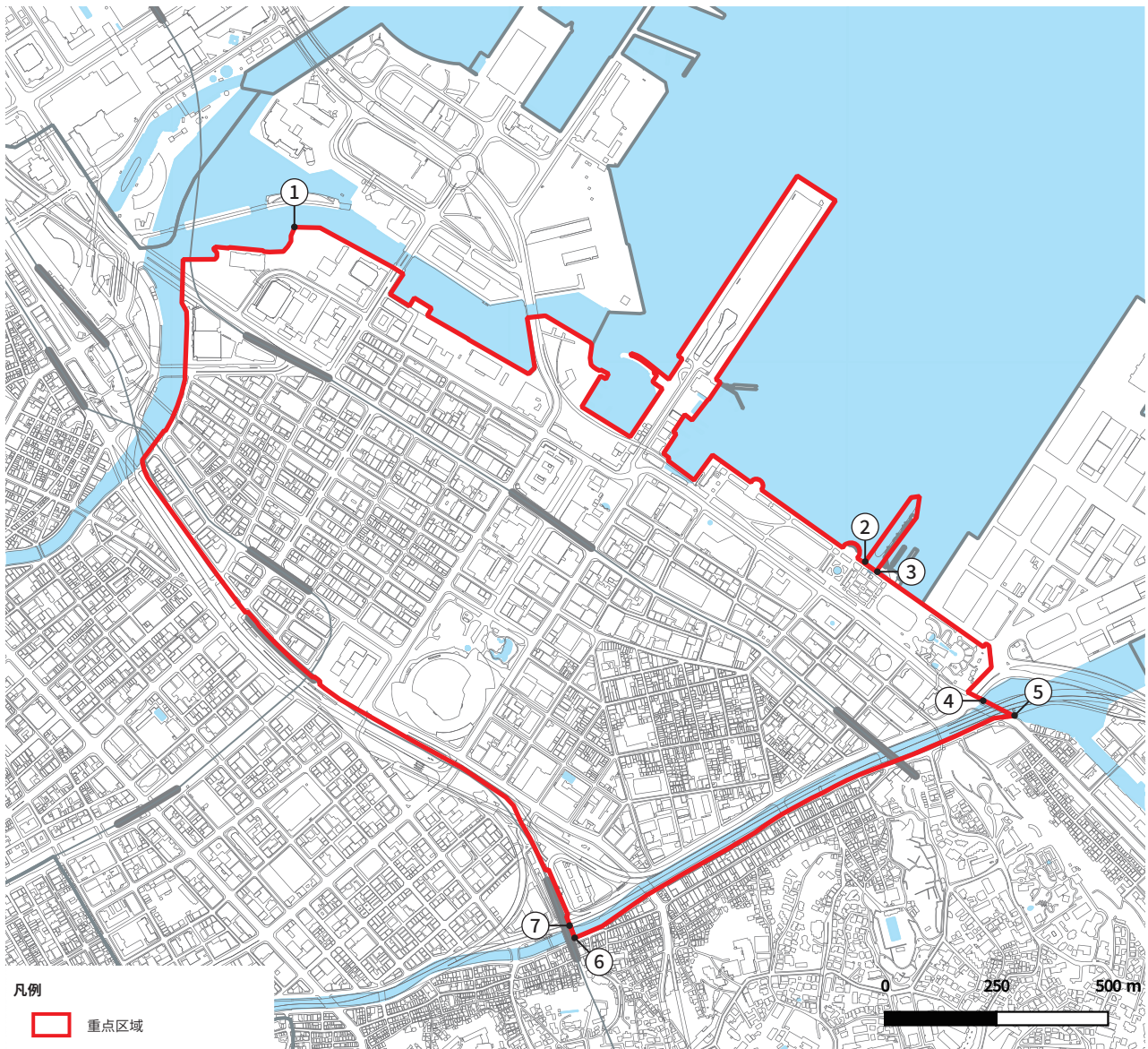
重点区域の設定にあたっては、関内地区の景観計画の対象区域を基本として、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。



重点区域（関内区域）の位置

## ③ 区域

関内区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域（関内区域）の範囲

## 重点区域（関内区域）の境界

区 間	区域（境界）の位置
①～②	景観計画区域（関内地区）の区域界
②～③	日本郵船氷川丸及び栈橋
③～④	景観計画区域（関内地区）の区域界
④～⑤	山下橋（下流側）
⑤～⑥	中村川右岸
⑥～⑦	西之橋上流側
⑦～①	景観計画区域（関内地区）の区域界



## (2) 山手区域

### ① 概要

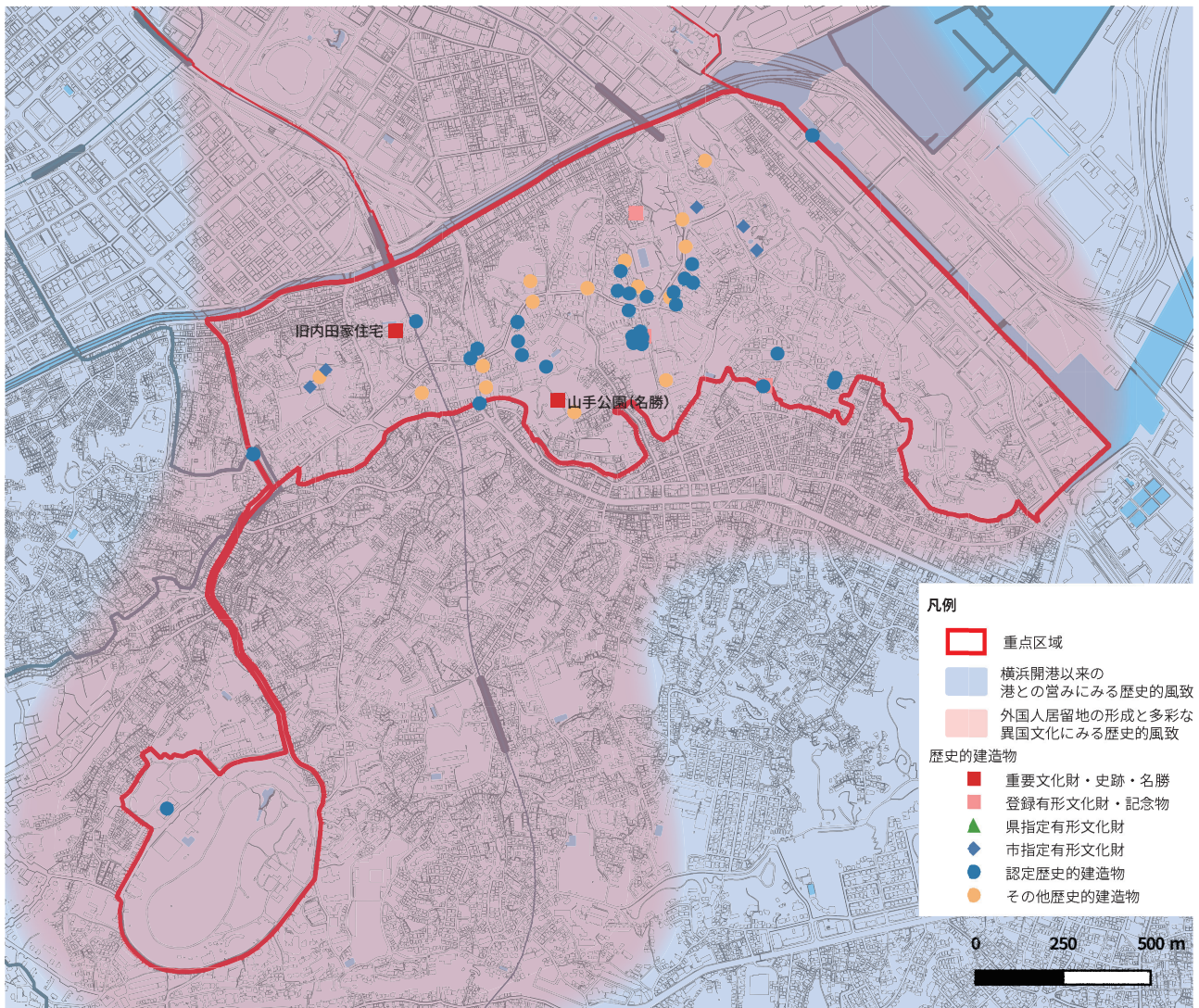
本市における山手区域は、慶応3（1867）年に居留地指定され、以降外国人が暮らす西洋館や学校、教会などが並ぶ地区となった山手町を中心とし、「横浜開港」「震災・戦災復興」「居留地」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する山手地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：山手区域

面積：約 186 ヘクタール

### ② 位置

重点区域の設定にあたっては、山手地区の景観計画の対象区域及び一部根岸地区を含めた、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。

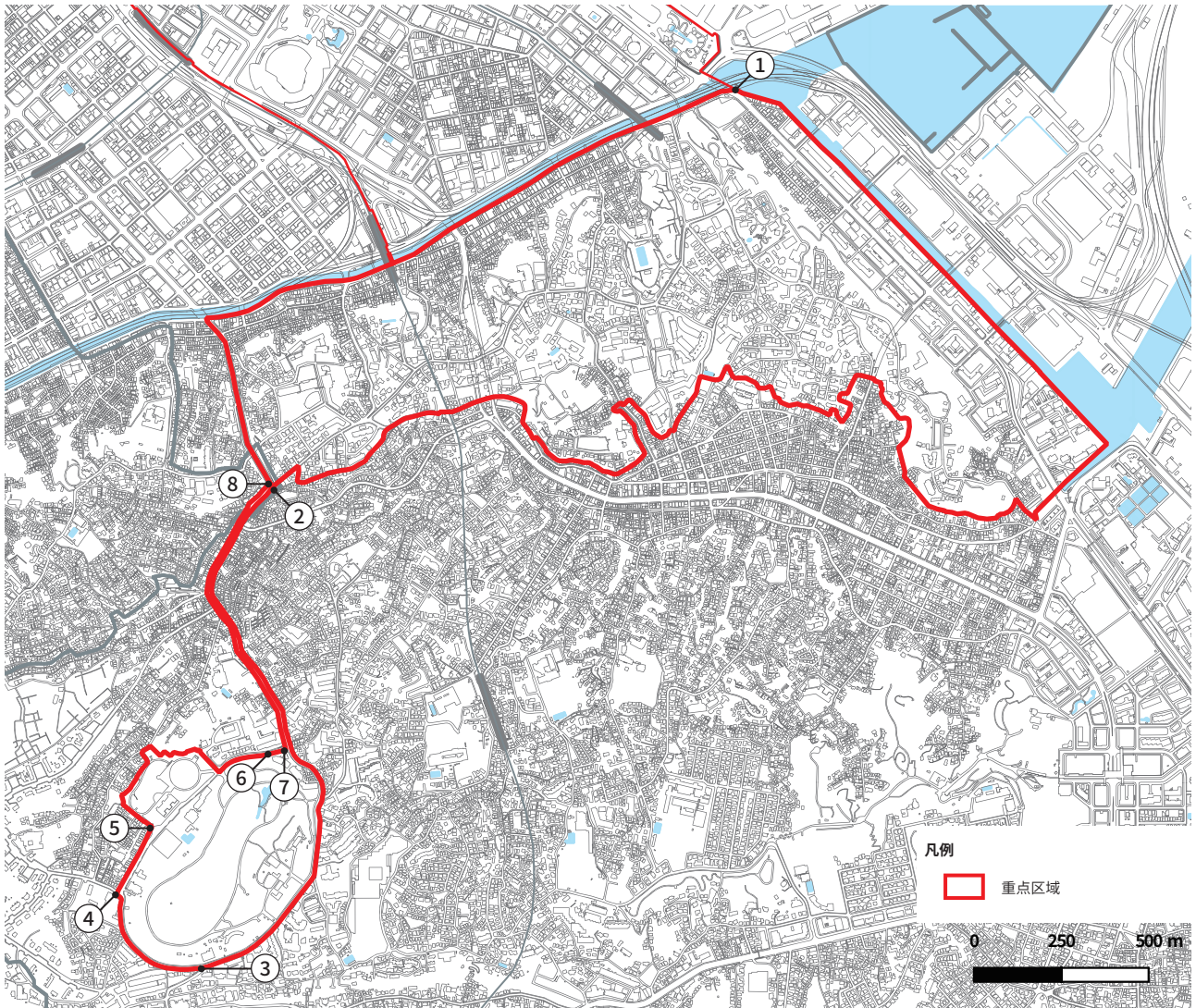


重点区域（山手区域）の位置



## ③ 区域

山手区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域（山手区域）の境界

区 間	区域（境界）の位置
①～①	景観計画区域（山手地区）の区域界
②～③	主要地方道横浜駅根岸線
③～④	市道競馬場裏通
④～⑤	米軍根岸住宅地区敷地境界
⑤～⑥	根岸森林公園敷地境界
⑥～⑦	道路状通路（日米共同使用区域）
⑦～⑧	主要地方道横浜駅根岸線
⑧～①	景観計画区域（山手地区）の区域界



### (3) みなとみらい21区域

#### ① 概要

本市におけるみなとみらい21区域は、国内初の近代港湾として築港された横浜港の一部を含むみなとみらい21新港地区、横浜船渠株式会社のドックが現存し現在は業務核都市としてまちづくりが進められるみなとみらい21中央地区の一部による、「横浜開港」「生糸貿易」「震災・戦災復興」の歴史的風致が重層的に集積する重要な場所である。よって、横浜発展を象徴する開港の歴史文化を有する港周辺のみなとみらい21地区を重点区域として設定し、歴史資産の保全活用による賑わい形成や景観形成、普及啓発等を一体で推進する。

名称：みなとみらい21区域

面積：約63ヘクタール

#### ② 位置

重点区域の設定にあたっては、みなとみらい21中央地区及びみなとみらい21新港地区の景観計画の対象区域を基本として、各歴史的風致を伝える建造物や活動が集積する範囲を設定した。

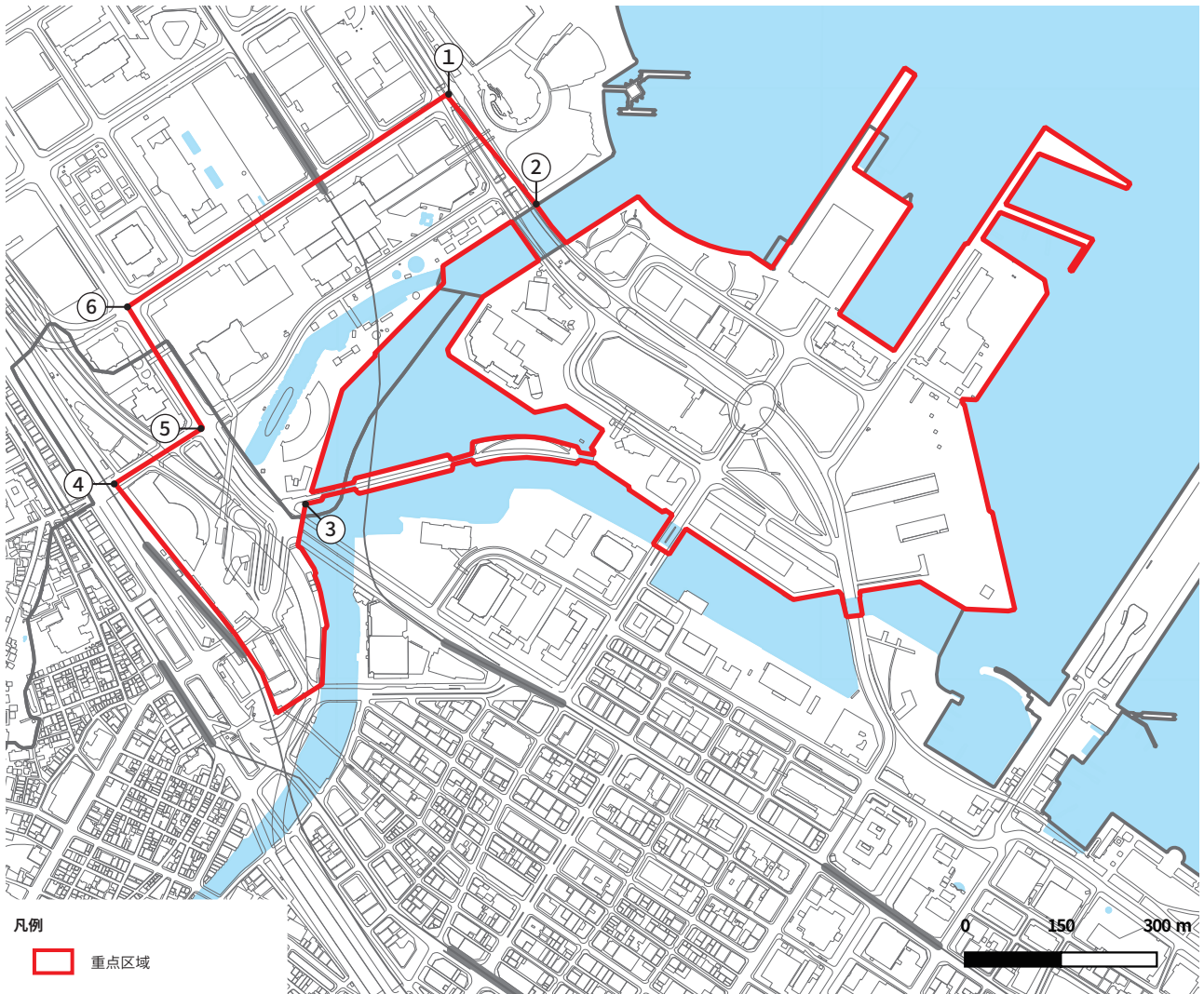


重点区域（みなとみらい区域）の位置



## ③ 区域

みなとみらい21区域の区域(境界)は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域(みなとみらい21区域)の範囲

重点区域(みなとみらい21区域)の境界

区 間	区域(境界)の位置
①～②	横浜港臨港幹線道路
②～③	景観計画区域(みなとみらい21新港地区)の区域界
③～④	景観計画区域(みなとみらい21中央地区)の区域界
④～⑤	みなとみらい4号線
⑤～⑥	市道栄本町線
⑥～①	みなとみらい3号線

## (4) 三溪園周辺区域

### ① 概要

本市における三溪園周辺区域は、製糸・生糸貿易で財を成した実業家・原三溪が造り上げた約53,000坪の日本庭園を中心とする、「横浜開港」の歴史的風致に係る歴史資産が特に集中して集積している区域である。よって、三溪園及びその周辺を重点区域として設定し、歴史資産の維持保全、公開活用等を一体で推進する。

名称：三溪園周辺区域

面積：約32ヘクタール

### ② 位置

重点区域の設定にあたっては、庭園と建造物、活動が一体的に歴史的風致を形成している三溪園名勝指定範囲に加え、周辺の公園である本牧市民公園・本牧臨海公園を設定した。

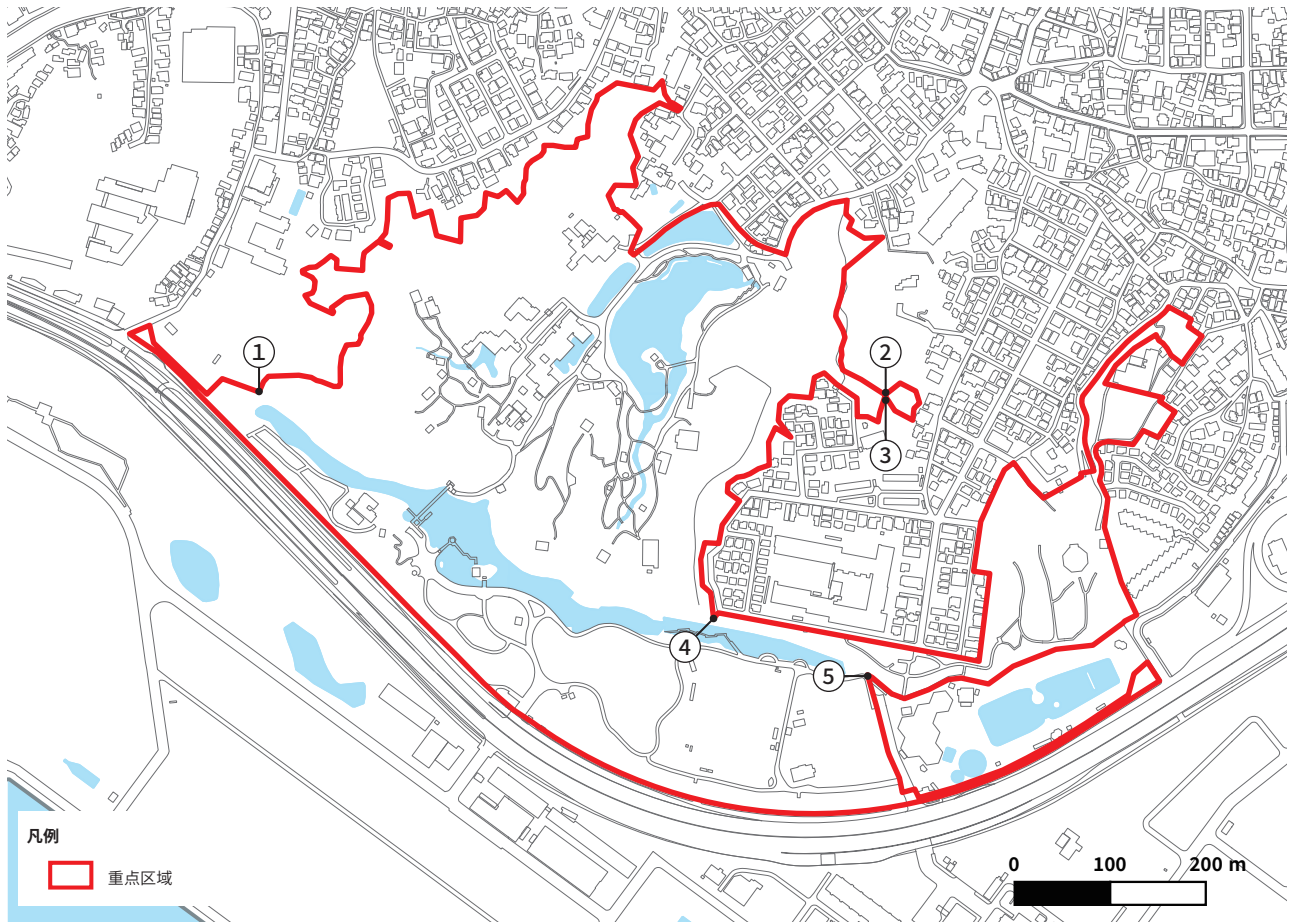


重点区域（三溪園周辺区域）の位置



## ③ 区域

三溪園周辺区域の区域（境界）は、以下の図及び表に示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域（三溪園周辺区域）の範囲

## 重点区域（三溪園周辺区域）の境界

区 間	区域（境界）の位置
①～②	文化財（名勝）指定区域界
②～③	文化財（名勝）指定区域界
③～④	文化財（名勝）指定区域界
④～⑤	本牧臨海公園敷地境界
⑤～①	本牧市民公園敷地境界

### 3.重点区域の設定の効果

重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致の中でも、横浜開港以降の近代以降に発展してきた地区であり、横浜の歴史を語るうえで欠かせない場所である。

「関内区域」・「山手区域」・「みなとみらい21区域」は、港町の風情や旧外国人居留地の異国情緒を感じる「港町横浜」のイメージを形成する重要な地域であり、多くの観光客が訪れる場所でもある。西洋館や教会などが多く建ち並ぶ山手地区、近代建築が良く残る関内地区、赤レンガ倉庫やドックヤードガーデンをはじめとした港を感じる建造物が多く残るみなとみらい21地区は、地区内に残る歴史的建造物や土木遺構が地域の景観形成上、重要な役割を果たしている。これら区域内の歴史的建造物の保存・活用や、市街地の環境整備、普及啓発や調査、市民活動との連携等を一体的に進めることにより、市民が横浜の歴史を再認識しシビックプライドを醸成するとともに、人々が歴史文化の持つ魅力に触れる場を創出し、都市の個性・魅力の向上につながることを期待される。

また「三溪園周辺区域」は、日本の伝統的な古建築を鑑賞する庭園としてつくられた三溪園と、海に面し本牧のかつての面影を残す公園を区域としている。三溪園の古建築の適切な保存修理、維持管理を通じた保存活用、そして一体の歴史・魅力の発信により、地区全体の魅力の更なる磨き上げが期待される。

これらの取組により、横浜の歴史や文化を理解する人が増え、歴史資産の保全・活用の事業を展開していくことにより、横浜市全体の歴史的風致の維持及び向上に資すると考えられる。

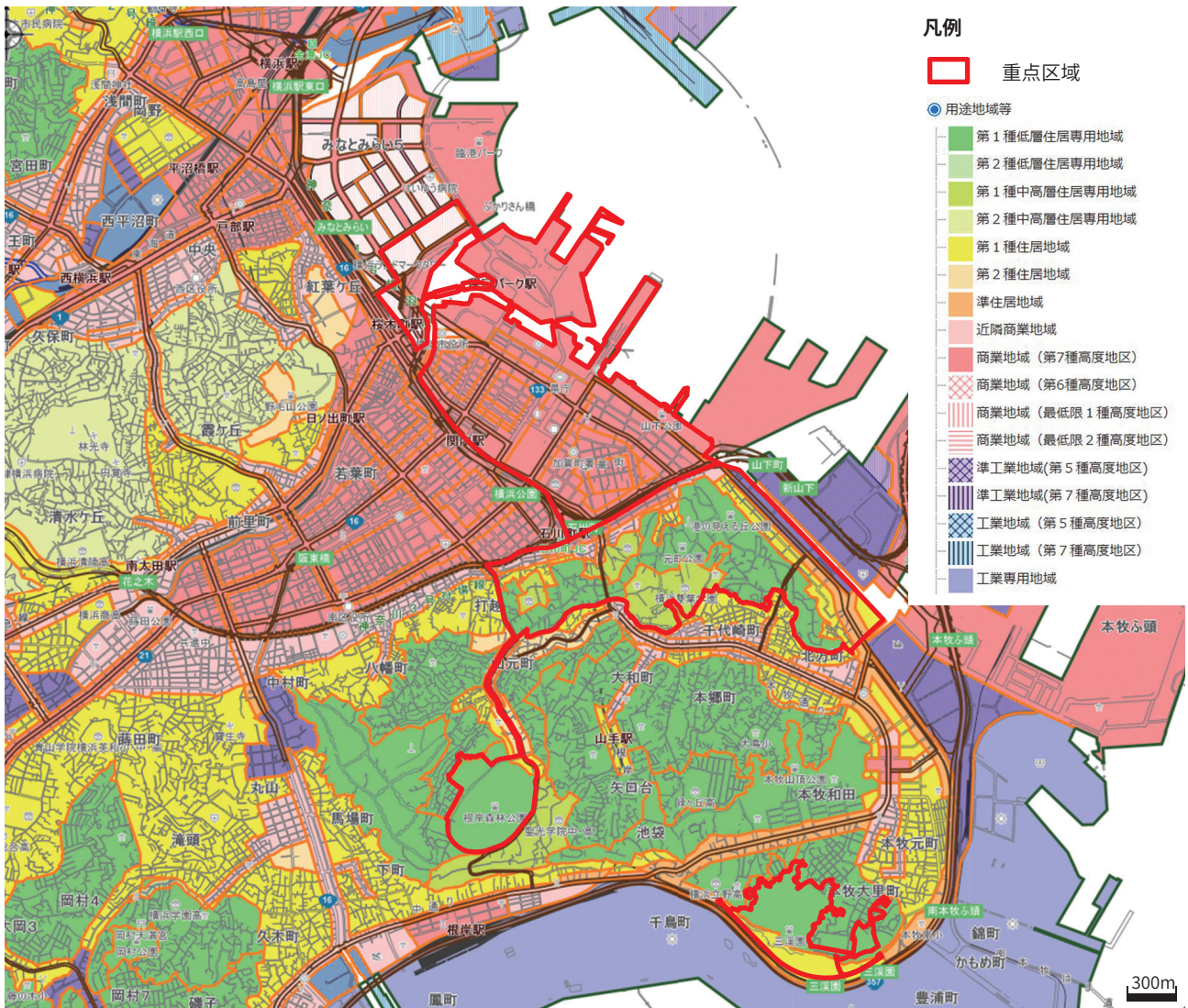


## 4.重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

### (1) 都市計画

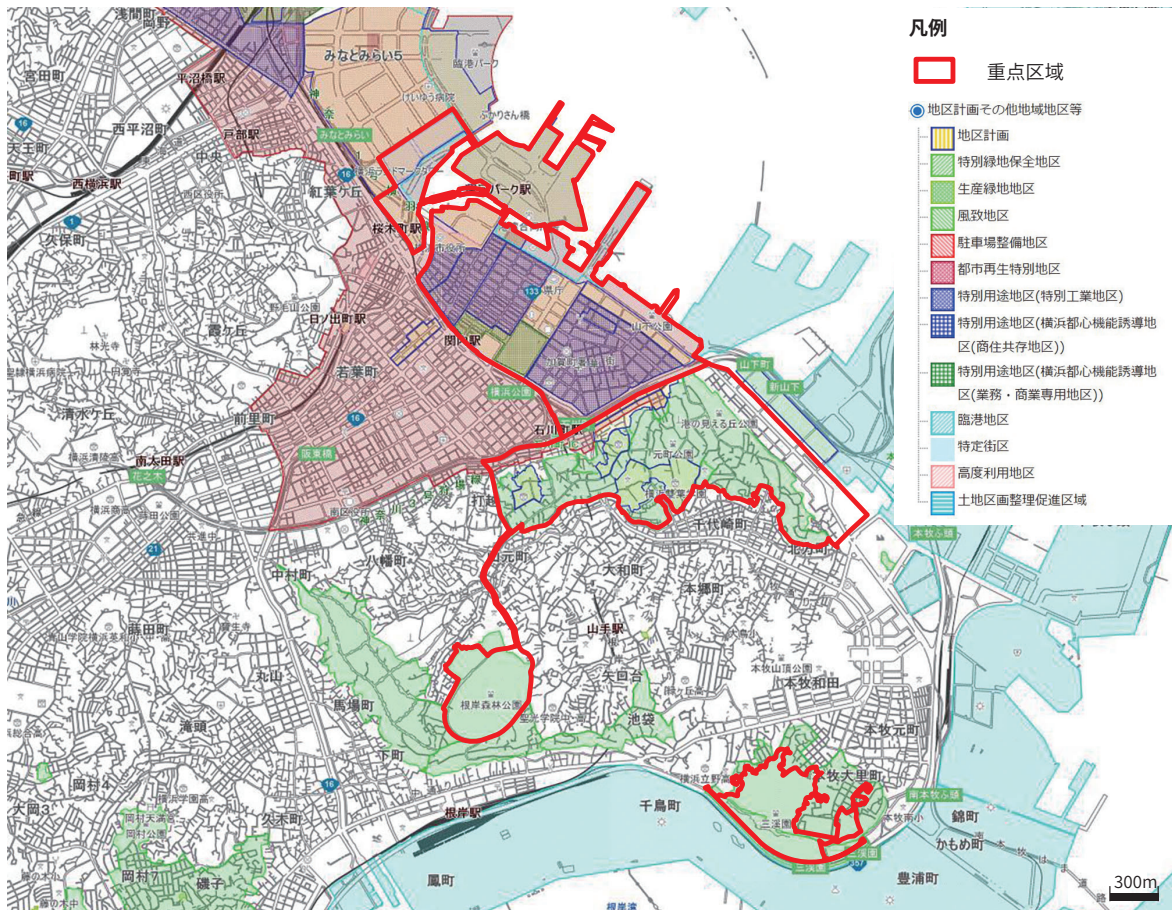
横浜市では、市域全体を都市計画区域としており、12種類の用途地域に区分した市街化区域と市街化を抑制すべきとした市街化調整区域に区分している。用途地域により建築物の用途等を制限するとともに、地区計画により地区の特徴や目的にあったまちづくりを行っている。また、都市における風致を維持するため、風致地区の指定も行っている。その他、独自条例に基づく地域まちづくりルール・プラン、街づくり協議地区制度等により地区の特性に合わせた細やかなルール作りを行っている。

重点区域における各地区ごとの都市計画制度の状況は、以下の通りである。

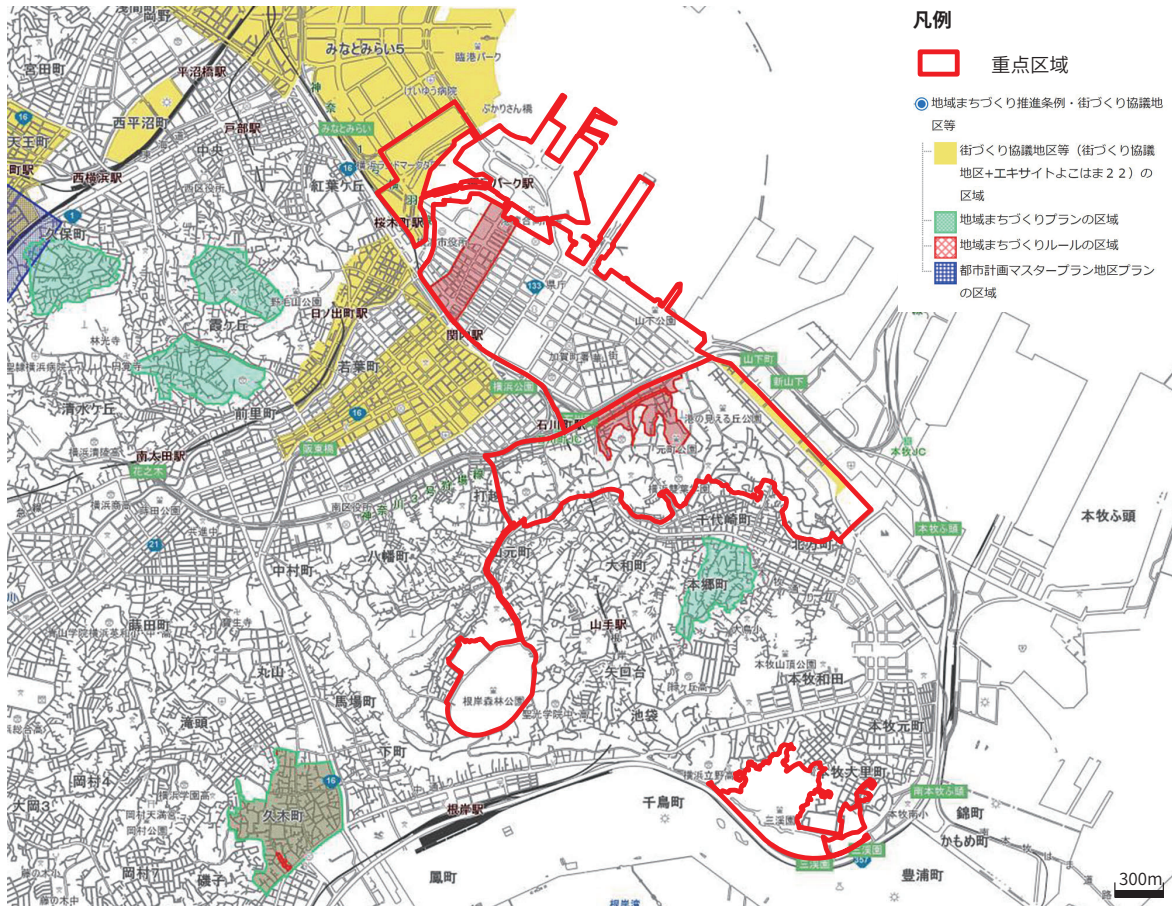


重点区域と用途地域





重点区域と地区計画・風致地区等



重点区域と地域まちづくりルール・街づくり協議地区等

## 重点区域における都市計画制限等一覧

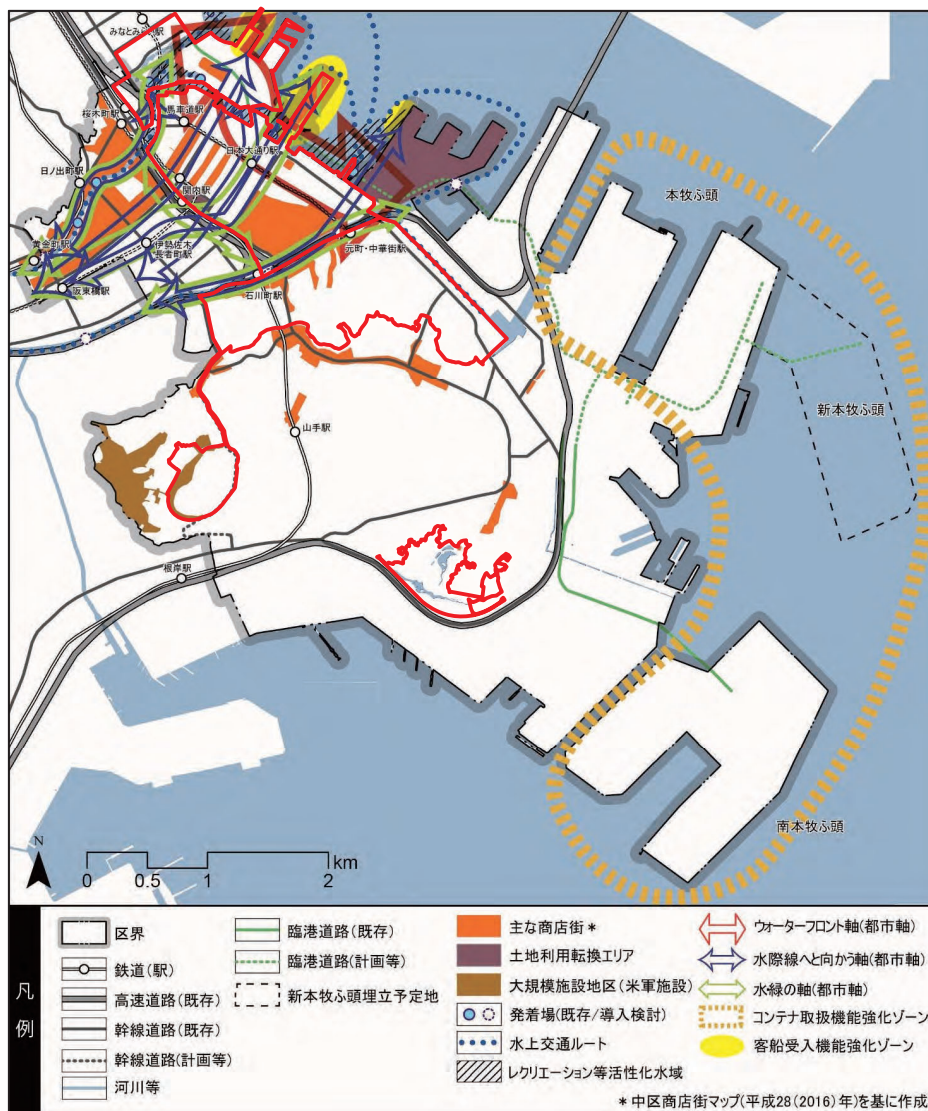
都市計画の制限等	関内区域	山手区域	みなとみらい21区域	三溪園周辺区域
用途地域	商業地域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域	商業地域	第1種低層住居専用地域、第1種住居地域
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山下公園通り地区地区計画</li> <li>・日本大通り用途誘導地区地区計画</li> <li>・北仲通南地区再開発地区計画</li> <li>・山下町本町通り地区地区計画</li> <li>・北仲通北再開発等促進地区地区計画</li> <li>・馬車道地区地区計画</li> <li>・関内駅前地区地区計画</li> <li>・海岸通り地区地区計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山手町地区地区計画</li> <li>・山手町西部文教地区地区計画</li> <li>・元町地区地区計画</li> <li>・元町仲通り街並み誘導地区地区計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなとみらい21中央地区地区計画</li> <li>・みなとみらい21新港地区地区計画</li> </ul>	
風致地区		山手風致地区：第3種・第4種 根岸風致地区：第3種		本牧風致地区：第3種
地域まちづくり等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・馬車道まちづくり協定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元町まちづくり協定</li> <li>・元町通り街づくり協定</li> <li>・元町仲通り地区街づくり協定 (・山手まちづくり協定)</li> <li>・新山下地区街づくり協議地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなとみらい21地区街づくり協議地区</li> </ul>	



## (2) 横浜市都市計画マスタープラン

横浜市では、市域全体のプランである「横浜市都市計画マスタープラン(全体構想)」(平成25年(2013)3月改定)のほか、「地域別構想」として18区ごとに「区プラン」を策定し、一部の区では「地区プラン」をまとめている。本計画の重点区域を含むのは中区と西区である。中区プラン「中区まちづくり方針」(令和2年(2020)3月改定)では、分野別方針の「都市の魅力・活力に関する方針」の目標を「個性豊かな街並み、商店街、歴史的資源、文化芸術、スポーツなどの活用により、国内外から人や企業が集う魅力・活力にあふれるまち」としている。西区プラン「西区まちづくり方針」(平成28年(2016)11月改定)では、分野別方針の「地域資源を生かしたまちづくり(都市の魅力に関する方針)」の目標を「水辺や丘の緑、歴史などの地域資源を保全・活用するとともに、新たな魅力を生み出し、潤いとやすらぎのあるまちをつくります。」としている。

これらの地域別構想におけるまちづくりの方針は、本計画における重点区域の方針と整合しており、まちづくり方針に基づき歴史資産を保全活用することにより、歴史的風致の維持向上を推進していくものである。



「中区まちづくり方針」の都市の魅力・活力に関する方針図





分野別方針の内容（抜粋）

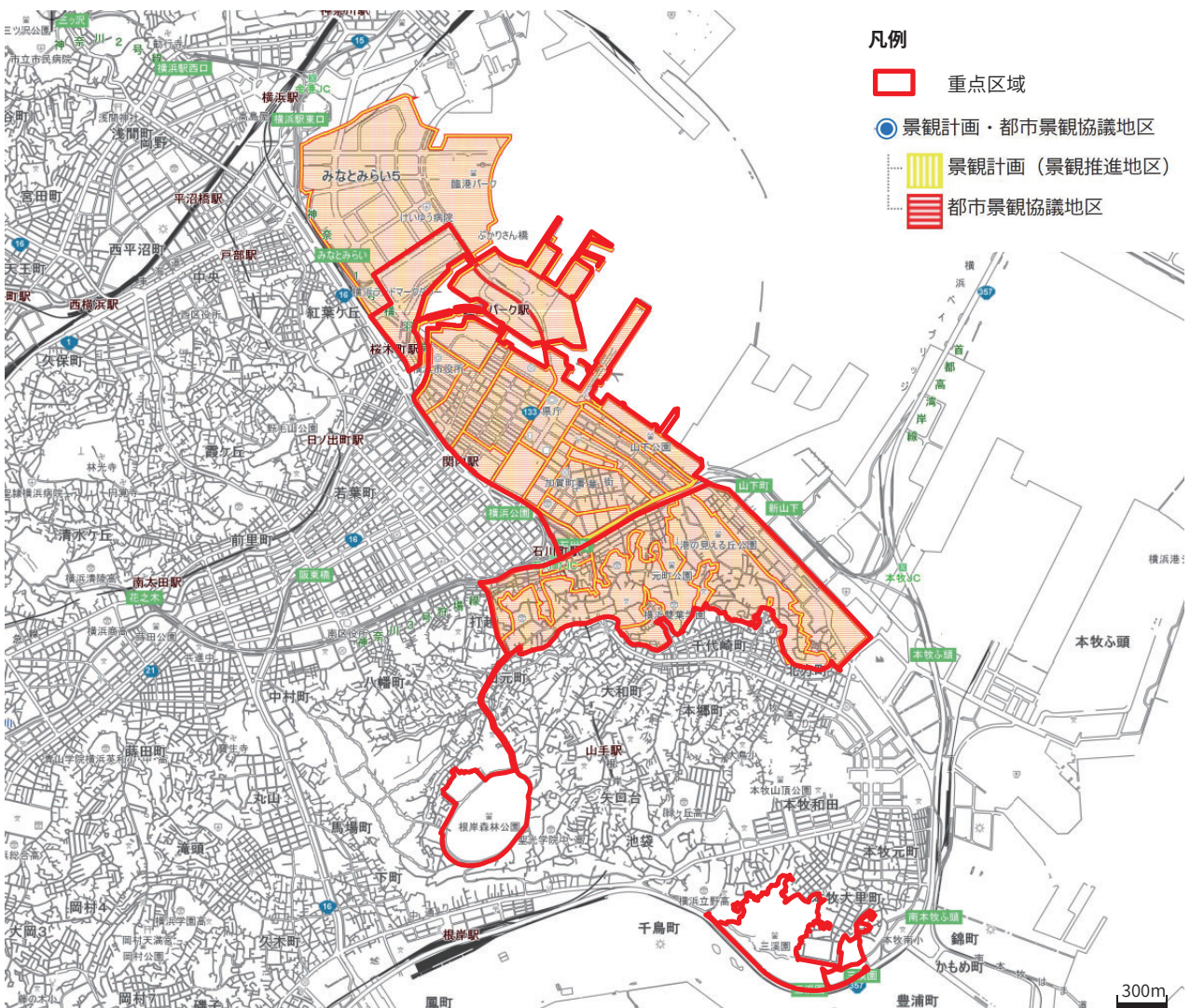
	中区まちづくり方針	西区まちづくり方針
	2-6. 都市の魅力・活力に関する方針	2-6. 地域資源を生かしたまちづくり (都市の魅力に関する方針)
目標	個性豊かな街並み、商店街、歴史的資源、文化芸術、スポーツなどの活用により、国内外から人や企業が集う魅力・活力にあふれるまち	水辺や丘の緑、歴史などの地域資源を保全・活用するとともに、新たな魅力を生み出し、潤いとやすらぎのあるまちをつくります。
方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 歴史的資源を生かしたまちづくりの推進</li> <li>2 良好で個性豊かな街並み・商店街の形成</li> <li>3 花・緑・水を生かしたまちづくり</li> <li>4 文化芸術都市の推進</li> <li>5 観光・MICE</li> <li>6 未来を創る都市づくり</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水に親しめる場づくり</li> <li>2 緑豊かな都市空間づくり</li> <li>3 歴史資源の保全・活用</li> <li>4 地域資源の魅力発信</li> </ol>

### (3) 横浜市景観計画

横浜市では、良好な景観の形成を進めるため、景観法に基づく「横浜市景観計画」と、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）に基づく「都市景観協議地区」を定めている。横浜市景観計画では、地域の景観形成に応じた、区域や良好な景観の形成のための方針、建築物の建築等に対する基準（景観形成基準）等を定め、市内全域を景観計画区域としている。

関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区の4地区では、景観計画における景観推進地区及び景観条例に基づく都市景観協議地区に指定されており、地区内で建築物や工作物の新設、改築、外観の変更、屋外広告物の設置や変更などを行う際には、横浜市への景観法に基づく届出や景観条例に基づく協議を必要としている。

重点区域のうち、関内区域、山手区域、みなとみらい21区域の大部分が景観推進地区及び都市景観協議地区に指定されており、適切な景観形成基準の協議及び運用により、良好な景観を保ちつつ地区の特性に応じた景観形成の推進を図る。



重点区域と景観推進地区及び都市景観協議地区



## 地区ごとの景観形成の方針

地 区	地区全域の方針
関内地区	<p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。  II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。  III 開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら新しい文化を生み出す街を創る。  IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。</p> <p>方針の達成に向けて、建築行為等の設計について指針とするべき事項として、行為の指針を次に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。</li> <li>(2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。</li> <li>(3) 人々に交流を促す快適な広場状空気を創出する。</li> <li>(4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。</li> <li>(5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。</li> <li>(6) ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす。</li> <li>(7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。</li> <li>(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。</li> <li>(9) 関内地区の新しい魅力を創造する。</li> <li>(10) 秩序ある広告景観を形成する。</li> </ol>
みなとみらい21中央地区	<p>みなとみらい21中央地区は、2つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ位置にある。また、横浜の自立性と都心機能を強化するうえで重要な地区であり、業務、商業などの多様な都市機能の集積を図っている。</p> <p>当地区においては、これまで地元のまちづくり組織等における様々な魅力づくりの取組や、街づくり基本協定に基づく街づくりの推進、市民が憩い親しむことができる水辺空間や豊かで多様性のある緑にあふれた空間の創出等を図り、風格ある都市景観が形成されてきた。また、港や歴史を生かした景観形成など、当地区全体で調和のとれた質の高い景観形成が図られている。なかでも、海側から山側に向けて、徐々に建物高さを高くすることで形成される街のスカイラインは、横浜の代表的な景観の一つとして、広く親しまれている。</p> <p>当地区の景観形成については、さらに、低層部における「にぎわい空間」の創出を重要な景観要素と考え、地区全体で形成されているペDESTリアンネットワーク沿いでこの「にぎわい空間」を連担させることにより、街全体の回遊性を高める魅力ある歩行空間の形成を進めている。キング軸、クイーン軸、グランモール軸の3つの都市軸については、当地区の拠点となる駅や港への通景など、極めて重要な役割を持つ歩行空間ネットワークであり、この軸沿いの建物も含めた、総合的な景観</p>

地 区	地区全域の方針
みなとみらい21 中央地区（続き）	<p>形成を図ることが求められている。特に、キング軸については、今後の街づくりを進める上で要となる軸であり、それに相応しい歩行空間の形成が必要となっている。</p> <p>これらの、街の特徴を伸長しつつ、次の3つの方針に基づき、みなとみらい21中央地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観形成を図る。</p> <p>I 多様で先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る II 街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。 III みなとみらい21地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような風格ある街並みを創る。</p> <p>また、みなとみらい21中央地区全域の方針のほかに、みなとみらい大通り沿道地区における方針を定める。</p>
みなとみらい21 新港地区	<p>みなとみらい21新港地区では、近代港湾発祥の地としての歴史性を生かし、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりをすすめてきた。また、中層で広がりのある景観づくりを行い、隣接するみなとみらい21中央地区における現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりと対比させることで、歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観をつくってきた。</p> <p>みなとみらい21新港地区の特徴としては、業務・商業が集積した中心地に隣接した立地にありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として、独自の領域性を持つことが挙げられる。この特徴を生かすため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識できるよう橋やその周辺を演出し、水際にプロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきた。</p> <p>このようなこれまでの取り組みを発展させ、さらに、みなとみらい21新港地区の特徴を生かした景観形成を図るためには、赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮などが必要となっている。</p> <p>これら地区の特徴を伸長し、みなとみらい21新港地区の街並みをさらに魅力的なものとするため、次の3つの方針に基づき、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観づくりを行う。</p> <p>I みなとの情景の演出 ① 海に向かってゆとりを持ち、連続性が感じられる街並みをつくる。 ② 開放的で居心地のよい水域・水際線の風景をつくる。</p> <p>II 歴史の継承 ③ 歴史的シンボルとしての赤レンガ倉庫への見通し景観を守る。 ④ 歴史性を意識し、高さを抑えたまとまりのある街並み景観をつくる。</p> <p>III “島”としての個性の演出 ⑤ 歴史やみなとらしさを生かしたシークエンス景観をつくる。 ⑥ 歩いて楽しく、賑わいのある街並みをつくる。 ⑦ 周辺地区からの見下ろし景観を意識する。</p>

地 区	地区全域の方針
山手地区	<p>山手地区では、旧外国人居留地としての国際性が今なお濃く残されており、それらを形成する西洋館や外国人墓地などの歴史的資産を保全及び活用したまちづくりを進めてきている。異国情緒を感じる景観や開港以来の文化が継承されている山手地区は、横浜を代表する住宅・文教地区であり、この良好な環境は地区全域の財産であると同時に、市民から広く親しまれている横浜全体の市民の共有財産ともいえるべきものである。</p> <p>当地区においては、昭和47年に「山手地区景観風致保全要綱」を策定し、港の見える丘公園などからベイブリッジ、港及び市街地への眺望景観の確保や、緑豊かな住宅・文教地区としての景観を形成している建造物や大木などの保全を行ってきた。また、山手本通り、元町通りなどの個性的な通りの魅力的な歩行者空間の形成や山手公園、元町公園などの緑豊かで歴史を感じる憩いの空間の創出など、地元まちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。</p> <p>このような歴史を残した街並みや良好な地区環境を維持している山手地区の特徴を伸長しつつ、次の5つの方針に基づいて、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行う。</p> <p>I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。</p> <p>II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。</p> <p>III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。</p> <p>IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。</p> <p>V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。</p>

#### (4) 横浜市屋外広告物条例

屋外広告物については、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を図るため、横浜市屋外広告物条例により必要な規制を行っている。

重点区域内は、条例に基づく規制基準のほか、景観計画に基づく景観推進地区に指定されている地区（関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区）においては、屋外広告物の規格をそれぞれの地区・エリアごとに定めて制限している。また、文化財等に係る指定地域等を禁止地域等に定め、一定範囲の広告物の掲出を制限している。

文化財等に係る指定地域（条例第6条第1項第2号、第3号、第4号、横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域第1項）

文化財等の名称	文化財等の所在地又は範囲	指定地域
三溪園	中区本牧三之谷 58 番 1 号	三溪園の敷地
関家住宅 [重点区域外]	都筑区勝田町 1220 番地	建造物の敷地及びその範囲 50 メートルの範囲内の地域
旧横浜正金銀行本店本館 (現・神奈川県立歴史博物館)	中区南仲通 5 番 60 号	建造物の周囲 30 メートルの範囲内の地域
横浜市開港記念会館	中区本町 1 番 6 号	建造物の周囲 40 メートルの範囲内の地域
旧内田家住宅	中区山手町 16 番地	建造物の周囲 50 メートルの範囲内の地域
旧横浜船渠株式会社 第 2 号船渠 (ドック)	西区みなとみらい 2 丁目 2 番 1 号	建造物の敷地
旧横浜船渠株式会社 第 1 号船渠 (ドック)	西区みなとみらい 2 丁目 7 番 10 号	建造物の敷地
氷川丸	中区山下公園地先	船舶の周囲 50 メートルの範囲内の地域